

# 山梨県公報

号外第三十九号

平成十六年

九月一日

水曜日

多摩川上流水源かん養保安林  
多摩川上流土砂流出防備保安林  
相模川中流水源かん養保安林  
相模川中流土砂流出防備保安林  
相模川上流水源かん養保安林  
相模川上流土砂流出防備保安林

七〇二・七七ヘクタール  
一六・七四ヘクタール  
一、一五九・七〇ヘクタール  
一三七・二八ヘクタール  
一二四・三〇ヘクタール  
一七四・〇四ヘクタール

一、六〇四・一三ヘクタール  
一八一・四二ヘクタール  
三・三六ヘクタール  
一、二二一・〇四ヘクタール  
一一三・九七ヘクタール  
〇・七二ヘクタール  
一、八〇八・四二ヘクタール  
一四六・一三ヘクタール  
七・二八ヘクタール  
一一・五六ヘクタール  
一、一九二・三一ヘクタール  
五七四・六七ヘクタール

一

目次  
公告  
平成十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

## 公告

●平成十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十六年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇四・一三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八一・四二ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二二一・〇四ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・九七ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、八〇八・四二ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四六・一三ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・二八ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、一九二・三一ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五七四・六七ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番